米国：意匠法と商標法

１．意匠法における優先権書類の提出期限について

国際意匠出願における優先権書類の提出期限は、登録料（issue fee）の納付期限と同一であり、すなわち、登録許可通知（notice of allowance）の発送から3か月以内です。この期限の延長は認められません。

注記：

(1) 米国連邦規則集第37編第1.55条(g)（37 CFR 1.55(g)）に基づき、外国出願の認証謄本は、当該意匠出願の係属中に提出しなければなりません。登録料の納付後に外国出願の認証謄本が提出された場合、米国特許法第255条（35 U.S.C. 255）および米国連邦規則集第37編第1.323条（37 CFR 1.323）に基づく訂正証明書（certificate of correction）によって訂正されない限り、優先権主張は認められません。

(2) 国際意匠出願における優先権書類の提出期限は、米国国内の意匠出願における提出期限と同一です。

２．商標法における不完全な応答の通知に対する応答期限について

すべての商標出願において、「Notice of Incomplete Reply to Non-Final Office Action」（非最終拒絶理由通知に対する不完全な応答の通知）への応答期限は、当該通知の発送日から30日、または当初の応答期限までの残存期間のうち、いずれか長い方の期間となります。期限の延長は認められません。